最終更新日:2015年6月26日

WDBホールディングス株式会社
代表取締役社長 中野敏光
問合せ先:専務取締役 大塚美樹 TEL 079-287-0111(代)
証券コード:2475
http://www.wdbhd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、高度な情報力と専門性をもった集団として、戦略的な意思決定を行い経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築し、グループ各社の経営管理を強化するとともに、企業として継続的な発展を図り、株主をはじめ社外に対して迅速で正確な情報発信を行うことにより、社会から信頼される会社となることであります。また、監査体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題の一つと認識しており、経営の透明性と情報管理体制の強化及び法令遵守の徹底等を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社中野商店	7,710,000	38.43
中野　敏光	2,949,600	14.70
谷岡　たまゑ	1,108,000	5.52
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)	662,800	3.30
大塚　美樹	480,000	2.39
日本生命保険相互会社	400,000	1.99
WDBグループ従業員持株会	382,900	1.90
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES	360,000	1.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	359,700	1.79
日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口)	236,100	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	中野 敏光
親会社の有無	なし

補足説明 更新

平成27年3月末日時点において、当社代表取締役社長中野敏光及び二親等内の親族並びに当社代表取締役社長中野敏光及び二親等内の親族が議決権の過半数を所有する会社が、当社発行済株式総数の過半数を所有しております。
今後、将来的に取引が発生する場合は、当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定いたします。
(注)自己株式2190株を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

平成27年3月末日時点において、当社代表取締役社長中野敏光及び二親等内の親族並びに当社代表取締役社長中野敏光及び二親等内の親族が議決権の過半数を所有する会社が、当社発行済株式総数の過半数を所有しております。

今後、将来的に取引が発生する場合は、当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定し、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与え得ることのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

平成27年3月末日時点において、当社代表取締役社長中野敏光及び二親等内の親族並びに当社代表取締役社長中野敏光及び二親等内の親族が議決権の過半数を所有する会社が、当社発行済株式総数の過半数を所有しております。
今後、将来的に取引が発生する場合は、当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定し、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与え得ることのないよう適切に対応してまいります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
黒田 清行	弁護士											
木村　裕史	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒田 清行	○	当社独立役員	弁護士としての経験が豊富であり、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をしてもらうことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため。 また、当該社外取締役は当社の株主ではなく、当社の関係会社、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、取引所が定める独立要件を全て充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外取締役です。独立役員の要件を充たしていることから、平成22年3月15日開催の当社取締役会において、独立役員に指定したい旨を伝え、同意をいただきました。当該社外取締役が独立役員で

			あることにより、当社の取締役会の意思決定における客観性が高まり、経営の健全化と透明性の向上が期待できると判断しております。
木村　裕史		―――	木村裕史氏は、弁護士としての経験と見識が豊富であり、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言を頂くことにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため。また、当該社外取締役は当社の株主ではなく、当社の関係会社、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、取引所が定める独立要件を全て充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外取締役です。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計基準に準拠した適正な表示を確実に行うべく、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しております。監査役と会計監査人との連携については、監査役が当社と監査法人との会議に都度同席し、報告等に対しての意見交換を行っております。
内部監査部門である内部監査室とは、内部監査計画の策定後に打ち合わせを行い、内部監査計画に基づき、各部門監査に同席し監査を行い、監査後の改善報告の確認をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
濱田 聡	公認会計士													
有田　知徳	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱田 聡	○	当社独立役員	公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため。 また、当該社外監査役は当社の株主ではなく、当社の関係会社、当社の主要な取引先の出身 者等ではないため、取引所が定める独立要件を全て充足しており、一般株主と利益相反が生 じるおそれのない独立性の高い社外監査役です。
有田　知徳		―――	弁護士であり、法律に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため。 また、当該社外監査役は当社の株主ではなく、当社の関係会社、当社の主要な取引先の出身 者等ではないため、取引所が定める独立要件を全て充足しており、一般株主と利益相反が生 じるおそれのない独立性の高い社外監査役です。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度をはじめ、検討はしておりますが、具体的なものはありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬は、支給人員5名に対し、113,480千円を支給いたしました。
(注)
1.上記報酬の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額18,442千円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めておりませんが、役員報酬等の総額は株主総会において決議し、役員個人の報酬等の額は、取締役の報酬等は取締役会の決議により、監査役の報酬等は監査役会において、監査役の協議により決定しております。
株主総会の決議による取締役報酬限度額は年額250,000千円以内で、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含みません（平成17年６月28日決議）。平成27年３月期における取締役の報酬は、支給人員５名に対し、113,480千円を支給いたしました。なお、支給額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額18,442千円を含んでおります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達体制につきましては常勤取締役から、社外監査役に対する情報伝達体制につきましては常勤監査役から、随時情報の提供を行っております。また、取締役会の資料の配付につきましては、経営管理部より事前に配付するように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社における企業統治の体制は、高度な情報力と専門性をもった集団として、戦略的な意思決定を行い経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築し、グループ各社の経営管理を強化するとともに、企業として継続的な発展を図り、株主をはじめ社外に対して迅速で正確な情報発信を行うことにより、社会から信頼される会社となるためであります。また、監査体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題の一つと認識しており、経営の透明性と情報管理体制の強化及び法令遵守の徹底等を推進しております。
＜取締役会＞
当社の取締役会は、代表取締役１名、取締役4名の計5名で構成されており、内2名が社外取締役であり、経営に関する重要な意思決定や業務執行に関して、客観的かつ中立的な立場での意見を取り入れ、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び業務執行の管理監督と重要案件の審議決定、並びに当社グループの重要案件の監督を行い、コーポレート・ガバナンスの確立を図っております。取締役会は、毎月開催の定例取締役会の他、必要に応じて臨時に招集、開催しております。
＜監査役会＞
当社は監査役制度を採用しており、監査役3名で監査役会を構成しており、内2名が社外監査役であります。監査役会は、定期的に開催され、監査役は、取締役会を初めとする重要な会議に出席するほか、各部門や子会社の監査を実施しております。監査役会は、監査方針の決定、監査内容のレビュー、会計監査人の報告に基づく審査等を行っております。
＜会計監査人＞
有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しております。会計監査人は当社の会計監査を行うとともに、グループ各社の会計監査を定期的に実施しております。
＜内部監査及び監査役監査＞
当社の内部監査の組織は、チェック機能の強化を図るため社長直轄組織である内部監査室に内部監査担当者を配置し、必要に応じて補助者を選任し、各部門・支店に対して社内規程・法令等の遵守状況を実査又は書面監査により実施しております。
当社の監査役監査の組織は、監査役3名で監査役会を構成しており、内2名が社外監査役であります。なお、監査役の鵜飼茂一は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役会は、毎月開催され、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、監査役間の連携を強化し、監査役監査の実効性を高めるべく、機関設計しております。また、内部監査及び監査役監査は、相互に連携を図り効果的かつ効率的な監査が実施できるよう、監査計画の共有、意見交換、指摘事項及び改善状況の共有に努めるとともに、必要に応じて同行による実査を行い、相互協力と牽制を図っております。
＜社外取締役及び社外監査役＞
当社の社外取締役は2名であります。また、社外監査役は2名であります。社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。社外取締役の黒田清行、木村裕史は弁護士であり、社外監査役の濱田聡は公認会計士、
社外監査役の有田知徳は元検事であり弁護士です。社外取締役並びに社外監査役は、弁護士や公認会計士という立場から法律や会計の専門家として、公正かつ客観的な視点で、法令や定款の遵守並びに財務、会計等の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
＜役員の報酬等の額の決定に関する方針＞
当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めておりませんが、役員報酬等の総額は株主総会において決議し、役員個人の報酬等の額は、取締役の報酬等は取締役会の決議により、監査役の報酬等は監査役会において、監査役の協議により決定しております。
株主総会の決議による取締役報酬限度額は年額250,000千円以内で、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含みません（平成17年６月28日決議）。また、監査役報酬限度額は年額50,000千円以内です（平成17年6月28日決議）。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会を経営上の意思決定機関、業務執行の監督機関として位置付けており、社外取締役2名を含む5名の取締役で構成されております。毎月定例の取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、「取締役会規程」により法令に準拠する重要事項は全て諮られており、また業務執行の監督を行っております。
当社は監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。監査機能強化のため、監査役を3名体制（うち2名を社外監査役）とし、取締役の職務執行の監視については、十分に機能する体制が整っていると判断しております。現状ではこの体制を採用するのが適当であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年3月期にかかる株主総会は、平成27年6月25日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算・第二四半期決算発表後に実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信他	
その他	株主総会後に事業説明会を実施	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスマニュアル
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーの制定、運用

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、持株会社として当企業集団全体の法令等遵守の基本方針や行動基準等を明確にするため、コンプライアンス体制に関する規定(コンプライアンスマニュアル)と当企業集団の取締役及び使用人の行動規範として「WDBG行動規範」を定め、
法令遵守がすべての企業活動の基本であることを徹底する。
(2)コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス研修や委員会活動を通じて、
コンプライアンス体制の構築及び運用の推進を図る。
(3)使用人等は、社内通報制度に基づき、当企業集団の事業活動に法令違反の疑義のある行為や当企業集団に損害を及ぼすような事実を発見した場合、コンプライアンス相談窓口に通報する。
(4)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、リスク管理規程及び対応マニュアル(コンプライアンスマニュアル・反社会的勢力対応マニュアル)の整備、外部専門機関との連携を図り、取引の防止に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制
(1)取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社取締役会規程及び社内規程等に従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各種規程等の見直し等を行うものとする。
(2)取締役又は監査役からの閲覧要請があった場合、当該情報を閲覧できる体制を敷く。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は取締役会がリスク管理に関する統制方針、体制に関する重要事項に関する審議を行い、リスク管理規程を定める。取締役会の決議事項及びリスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会においてリスク管理体制の構築及び運用の推進を図る。
(2)不測の事態が発生した場合、リスク管理規程に従い迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、最小限にとどめる体制を整備する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、毎月開催の定例取締役会の他、必要に応じて臨時に招集、開催し、取締役間の意思疎通と取締役相互の職務執行を監督することにより、迅速で適切な意思決定を行う。
(2) 組織規程、職務権限規程、稟議規程により、取締役の担当する業務執行、チェック機能を明確にすることで、適正かつ効率的な意思決定を行える体制を整備する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の取締役等の職務の執行に係る事項については、毎月開催の取締役会又は子会社会議あるいは当社業務執行取締役、全子会社の取締役、執行役員、支店責任者等が出席する会議を開催し、重要事項の審議、決定、報告を行う。
(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社が設置するコンプライアンス・リスク管理委員会は、子会社の業務について、取締役会の決議事項及びリスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築及び運用の推進を図る。
(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、持株会社として子会社がその事業特性に応じた効率的な事業運営が行われるよう、経営管理、統括を行う。
(4)子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の業務執行の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、内部監査室が内部監査規程等に準じ、監査等を行う。
子会社の取締役及び使用人は、社内通報制度に基づき、子会社の事業活動に法令違反の疑義のある行為や企業集団に損害を及ぼすような事実を発見した場合、コンプライアンス相談窓口に通報する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、詳細については監査役と相談し、その意見を十分考慮する。

7. 6項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、監査業務を補助するにあたり監査役から命令を受けた事項について、取締役の指揮・命令を受けない。

8. 監査役の6項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役の同意を必要とし、当該使用人の配置と人事上の独立性に関して十分な配慮を行う。

9. 監査役への報告に関する体制
(イ) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役及び使用人は、職務を遂行するにあたり、重要と認められる事象が生じた場合には、監査役に対し当該事象を速やかに報告しなければならず、監査役の要請があれば必要な報告及び情報提供を行うとともに、必要に応じて監査役からのヒアリングに応じる。
監査役に対し、内部監査室から内部監査に関する報告を行う。
(ロ)子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、職務を遂行するにあたり、重要と認められる事象が生じた場合には、監査役に対し、当該事象を速やかに報告しなければならず、監査役の要請があれば必要な報告及び情報提供を行うとともに、必要に応じて監査役からのヒアリングに応じる。

10. 9項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9項の報告をしたことを理由として、当社及び子会社は、当該報告者に対し、不利な取扱いをしない。

11.監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役が当社に対し、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続等の請求を行った場合、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

12.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役監査やその他ヒアリング等の監査業務に協力する。
監査役が毎月開催される取締役会・子会社会議等に出席し、取締役・執行役員等の業務報告や経営意思決定の審議過程を確認し、必要によっては意見を述べるとともに、監査法人及び内部監査室と緊密な連携を保つことができる体制を確保することにより、監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、「コンプライアンスマニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、これを社内に周知・徹底しています。
また、警察当局や弁護士等と連携を図りながら、必要に応じて関係部門との協議のうえ対応を行う体制をとり、取引の防止に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図】現状のコーポレート・ガバナンス体制

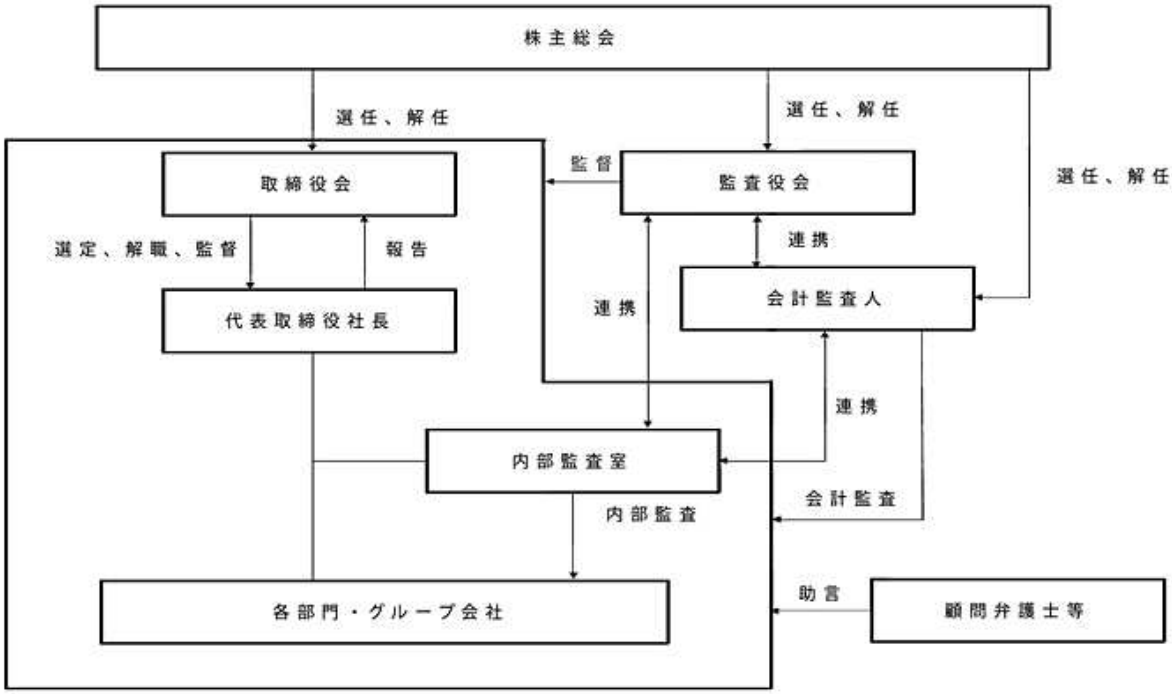

【模式図】会社情報の適時開示に係る社内体制

